

石川県公報

令和 8 年 2 月 18 日 (水曜日)

号 外

(第 8 号)

目 次

条 例	
○石川県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例 (総務課)	1
○一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例 (人事・組織経営課)	1
○石川県監査委員に関する条例の一部を改正する条例 (財政課)	5
○石川県手数料条例の一部を改正する条例 (同)	6
○石川県住民基本台帳法施行条例及び行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条 例の一部を改正する条例 (市町支援課)	7
○デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進する ためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法 律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (デジタル推進監室)	8
○石川県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条 例 (地域医療政策課)	10
○石川県地域医療支援医師修学資金貸与条例及び石川県 緊急医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例 (同)	11
○石川県国民健康保険条例の一部を改正する条例 (医療支援課)	12
○石川県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 (薬事衛生課)	13
○いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例 (少子化対策監室)	14
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条 例及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例 (同)	15
○石川県新型コロナウイルス感染症対応中小企業金融支 援基金条例の一部を改正する条例 (経営支援課)	17
○石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例 (警察本部)	17
○石川県高等学校等教育改革推進基金条例 (教育委員会事務局)	18
○石川県教職員定数条例及び石川県職員定数条例の一部 を改正する条例 (同)	19

条 例

石川県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年二月十八日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第一号

石川県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

石川県公益認定等審議会条例(平成二十年石川県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「公益法人」の下に「若しくは公益信託(公益信託に関する法律(令和六年法律
第三十号)第二条第一項第一号に規定する公益信託をいう。)」を加える。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年二月十八日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第二号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「初任給調整手当」の下に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。第十六条において同じ。)」を加える。

第八条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条第一項中「初任給調整手当は、」を削り、「に対し」を「には」に改め、「減じて」の下に「、第一種初任給調整手当として」を加え、同条第二項及び第三項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第八条の三 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第四条第二項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第三項、第四項、第七項及び第八項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める額)並びにこれに第十条の二の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に一元未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に十二を乗じ、その額を職員の勤務時間条例第二条第一項又は学校職員の勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一元未満の端数を生じたときはこれを一元に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第一項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前三項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員

会規則で定める。

第十一条の三第二項中「職員以外の地方公務員、国家公務員又はその業務が県の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)」を削る。

第二十二條の六第二項第一号中「第五項」を「第六項」に改め、同項第二号中「別表第八に」を「七万九千九百円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で」に改め、同条第三項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「自動車等」の下に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「月」の下に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあつては、その翌月)」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「及び」を「、」に、「) の」を「) 及び前項第一号に定める額の」に、「前三項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項第二号又は第三号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第一号及び第九項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、五千円を超えない範囲内で一箇月当たりの駐車場等の料金の相当する額として人事委員会規則で定める額
- 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前三項の規定による額

第二十五條の二第一項中「給料」の下に「、初任給調整手当(第二種初任給調整手当に限る。)」を加える。

別表第八を削る。

(石川県職員等の修学部分休業等に関する条例の一部改正)

第二条 石川県職員等の修学部分休業等に関する条例(平成十七年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「初任給調整手当」の下に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)」を加える。

(石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第三条 石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例(令和元年石川県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「初任給調整手当」の下に「(第一種初任給調整手当に限る。第五条第一項において同じ。)」を加える。

(石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第四条 石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十二年石川県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「初任給調整手当」の下に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第五条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に、「採用される」を「採用された」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において当該職員に適用される給料表の給料月額及び地域手当の月額の合計額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を下回るものとして企業管理規程で定めるものに対して支給する。

(石川県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第五条 石川県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年石川県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第一項中「第五条の規定による改正後の」及び「(以下この条において「新特殊勤務手当条例」という。)」を削り、「新特殊勤務手当条例の」を「同条例の」に改め、同条第二項中「第六条の規定による改正後の」及び「(以下「新給与条例」という。)」を削る。

附則第十四条第一項中「新給与条例」を「一般職の職員の給与に関する条例」に改め、同条第二項中「が新給与条例」を「が一般職の職員の給与に関する条例」に、「適用される新給与条例」を「適用される同条例」に、「新給与条例」を「同条例」に改め、同条第四項中「適用される新給与条例」を「適用される一般職の職員の給与に関する条例」に、「新給与条例」を「同条例」に改め、同条第五項中「新給与条例」を「一般職の職員の給与に関する条例」に改め、同条第六項中「新給与条例」を「一般職の職員の給与に関する条例第八条の三第一項」に改め、同条第七項中「新給与条例」を「一般職の職員の給与に関する条例」に改め、同条第八項中「第五項、第七項、第九項」及び「並びに新給与条例第四条第四項、第六項及び第八項」を削る。

附則第二十二條中「新給与条例」を「一般職の職員の給与に関する条例」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という)第十一条の三第二項の改正規定並びに次項及び附則第四項から第七項までの規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という)第十一条の三第二項の規定は、令和七年四月一日から適用する。

(第二種初任給調整手当に関する経過措置)

3 この条例の施行の日から令和十年三月三十一日までの間における改正後の給与条例第八条の三

第一項の規定の適用については、同項中「第十条の二」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年石川県条例第三号）附則第五条第一項」とする。

（特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

- 4 改正後の給与条例第十一条の三第二項の規定は、令和四年四月二日から令和七年三月三十一日までの間に新たに給料表の適用を受ける職員となつて、給与条例第十一条の二第一項に規定する特地公署又は給与条例第十一条の三第一項に規定する準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員（地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員にも適用する。

（給与の内払）

- 5 改正後の給与条例第十一条の三第二項の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与条例第十一条の三第二項の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例第十一条の三第二項の規定による給与の内払とみなす。

（会計年度任用職員の手当に関する特例）

- 6 石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例第五条第一項の第二号会計年度任用職員（人事委員会規則で定める者に限る。）に同条第七項の規定によりその例によることとされる改正後の給与条例第十一条の三第二項の規定による手当を支給する場合における附則第二項の規定の適用については、同項中「令和七年四月一日」とあるのは、「令和七年十二月一日」とする。

（人事委員会規則への委任）

- 7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

石川県監査委員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年二月十八日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第三号

石川県監査委員に関する条例の一部を改正する条例

石川県監査委員に関する条例(昭和二十九年石川県条例第十六号)の一部を次のように改正する。
第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の石川県監査委員に関する条例の規定は、この条例の施行の日前における委員の選任又は異動であつて、この条例の施行の際改正前の第四条の規定による告示がされていないものについても適用する。

石川県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年二月十八日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第四号

石川県手数料条例の一部を改正する条例

石川県手数料条例(平成十二年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表二十六の項73中「第三百三十七条の十二第六項」を「第三百三十七条の十二第十一項」に改め、同項74中「第三百三十七条の十二第七項」を「第三百三十七条の十二第十二項」に改め、同表七十七の二の項を次のように改める。

七十七の二 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号。以下この項において「法」という。)に関する事務	法附則第十一条第二項に規定する喀痰吸引等研修(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)附則第四条の表に規定する第三号研修に限る。)の実施	喀痰吸引等 研修手数料	千五百円	
--	--	----------------	------	--

別表八十三の四の項中「二万八千円」を「三万二千四百円」に改め、同表八十五の三の項の次に次のように加える。

八十五の四 石川県リハビリテーションセンターによる研修に関する事務	障害福祉サービス事業所等において高次脳機能障害者の支援に従事する者を養成するための研修の実施	高次脳機能障害支援者養成研修手数料	一講座につき 五千円
-----------------------------------	--	-------------------	------------

別表八十七の項 3 中「一万五千五百四十円」を「一万五千九百八十円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表二十六の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表八十七の項の規定は、この条例の施行の日以後の依頼に係る試験、加工等の手数料について適用し、同日前の依頼に係る試験、加工等の手数料については、なお従前の例による。

石川県住民基本台帳法施行条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年二月十八日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第五号

石川県住民基本台帳法施行条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

(石川県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第一条 石川県住民基本台帳法施行条例（平成十四年石川県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号から第十六号までを二号ずつ繰り上げ、第十七号を削る。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正)

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成二十七年石川県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五の項を削る。

別表第二の一の項中「生活保護法」の下に「(昭和二十五年法律第百四十四号)」を加え、同表

三の項を削る。

別表第三の三の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和八年二月十八日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第六号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(石川県行政手続条例の一部改正)

第一条 石川県行政手続条例(平成七年石川県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第十六条第一項中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

第十九条第二項第四号中「ことのある」を削る。

第二十二條第三項中「第十五條第三項」及び「同條第三項」の下に「及び第四項」を、「と」の下に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から二週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第二十九條中「第十五條第三項及び」の下に「第四項並びに」を加え、「同項第三号」を「同條第四項中「第一項第三号」に、「同條第三号」を「第二十八條第三号」に、「同條第三項後段」を「同條第四項後段」に、「第十五條第三項後段」を「第十五條第四項後段」に改める。

(ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部改正)

第二条 ふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成十六年石川県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第百五十三条の二第五項中「ときは」の下に「、その通知の要旨及び知事がその通知をいつでもその者に交付する旨を、規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その通知の内容を」を加え、「その通知の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を公示しなければ」を「掲示し、又は当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとらなければ」に、「その掲示を始めた日又は公示した日のいずれか遅い」を「当該措置を開始した」に、「相手方に」を「その者に」に改める。

(いしかわ景観総合条例の一部改正)

第三条 いしかわ景観総合条例(平成二十年石川県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項第一号中「こと」を「とともに、規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとること」に改める。

(石川県都市公園条例の一部改正)

第四条 石川県都市公園条例(昭和三十九年石川県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条の三第一項第一号中「こと」を「とともに、規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとること」に改め、同項第二号中「当該公示の要旨」を「前条各号に掲げる事項」に改める。

(石川県県営住宅条例の一部改正)

第五条 石川県県営住宅条例(昭和三十四年石川県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

五 インターネットの利用

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年五月二十一日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後にする通知又は公示について適用し、同日前にした通知又は公示については、なお従前の例による。

一 第一条の規定による改正後の石川県行政手続条例第十五条第三項及び第四項(これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。)

二 第二条の規定による改正後のふるさと石川の環境を守り育てる条例第百五十三条の二第五項

三 第三条の規定による改正後のいしかわ景観総合条例第六十九条第一項(第一号に係る部分に限る。)

四 第四条の規定による改正後の石川県都市公園条例第十二条の三第一項

石川県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年二月十八日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第七号

石川県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

石川県看護師等修学資金貸与条例（昭和四十九年石川県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、看護師等修学資金の貸与を受ける期間は、当該養成施設の正規の修業年限を超えることができない。

第二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、大学院修学資金の貸与を受ける期間は、当該大学院の修士課程の正規の修業年限を超えることができない。

第二条第三項中「同法第百四条第二項」を「学校教育法第百四条第三項及び第四項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、看護教員修学資金の貸与を受ける期間は、当該大学院又は大学の正規の修業年限を超えることができない。

第二条第四項に次のただし書を加える。

ただし、地域医療支援看護師等修学資金の貸与を受ける期間は、当該養成施設の正規の修業年限を超えることができない。

第二条に次の一項を加える。

5 知事は、県内の養成施設（第二条第一項第三号に掲げるものに限る。）であつて、県が行う看護師のキャリア形成支援（看護師が主体的にその能力の開発及び向上を図ることができるよう支援することをいう。以下この項において同じ。）に協力するものとして規則で定めるもの（以下「特定養成施設」という。）に在学する者で、当該特定養成施設を卒業した後、県が行う看護師のキャリア形成支援に協力するものとして規則で定める県内の医療機関（第四条第五項第三号において「特定医療機関」という。）において看護師としてその業務に従事しようとするものに看護師キャリア形成支援修学資金を無利息で貸与することができる。ただし、看護師キャリア形成支援修学資金の貸与を受ける期間は、当該特定養成施設の正規の修業年限を超えることができない。

第三条に次の一項を加える。

5 看護師キャリア形成支援修学資金の貸与額は、一月につき十万円とする。

第四条第三項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四項中「次の」の下に「各号の」を加え、同条に次の一項を加える。

5 看護師キャリア形成支援修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日の属する月の翌月から、規則で定めるところにより、看護師キャリア形成支援修学資金を返還しなければならない。

一 規則で定めるところにより、看護師キャリア形成支援修学資金の貸与を取り消されたとき。

二 特定養成施設を卒業した日から、看護師の免許を受けることなく一年を経過したとき。

三 看護師の免許を受けた後、直ちに特定医療機関のうち知事が看護師キャリア形成支援修学資金の貸与を受けた者ごとに指定するもの（以下「指定特定医療機関」という。）の看護師にならなかつたとき。

四 指定特定医療機関の看護師でなくなつたとき。

第五条第一項中「又は地域医療支援看護師等修学資金」を「、地域医療支援看護師等修学資金又は看護師キャリア形成支援修学資金」に、「又は同条第四項各号」を「、同条第四項各号又は同条第五項各号」に改める。

第六条第一項中「、免許」を「、当該免許」に改め、同条第四項中「、免許」を「、当該免許」に改め、「次の」の下に「各号の」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 知事は、看護師キャリア形成支援修学資金の貸与を受けた者で、特定養成施設を卒業した日後一年以内に看護師の免許を受け、かつ、当該免許を受けた後、直ちに指定特定医療機関の看護師となり、引き続き指定特定医療機関において看護師としてその業務に従事しているものが、次の各号のいずれかに該当するときは、看護師キャリア形成支援修学資金の返還債務を免除するものとする。

一 業務に従事した期間が六年以上のとき。

二 業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の障害により指定特定医療機関の看護師でなくなつたとき。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

石川県地域医療支援医師修学資金貸与条例及び石川県緊急医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年二月十八日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第八号

石川県地域医療支援医師修学資金貸与条例及び石川県緊急医師確保修学資金貸与条例
の一部を改正する条例

(石川県地域医療支援医師修学資金貸与条例の一部改正)

第一条 石川県地域医療支援医師修学資金貸与条例(平成十八年石川県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第六条第一項第一号」の下に「及び第八条第二項」を加える。

第八条中「が、」の下に「県内の医療機関において臨床研修を受けている間及び」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

知事は、第五条の規定により修学資金の貸与を取り消された者が、災害、疾病その他やむを得ない理由により同条第二号、第五号又は第六号に掲げる場合に該当するに至つたと認められるときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(石川県緊急医師確保修学資金貸与条例の一部改正)

第二条 石川県緊急医師確保修学資金貸与条例(平成二十年石川県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「第三条第一号」を「第三条第一項第二号」に、「研修協力施設」を「協力型臨床研修病院」に、「同条第三号」を「同令第四条第三項」に、「協力型臨床研修病院」を「研修協力施設」に、「第八条」を「第八条第二項」に改める。

第八条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

知事は、第五条の規定により修学資金の貸与を取り消された者が、災害、疾病その他やむを得ない理由により同条第二号、第五号又は第六号に掲げる場合に該当するに至つたと認められるときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年二月十八日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第九号

石川県国民健康保険条例の一部を改正する条例

石川県国民健康保険条例（平成二十九年石川県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条」を「第二十七条」に、「第二十四条」を「第二十八条」に改める。

第五章中第二十四条を第二十八条とし、第四章中第二十三条の次に次の四条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数）

第二十四条 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、政令第十一条の二第三項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）

第二十五条 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る政令第十一条の二第四項第一号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合）

第二十六条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町につき、当該市町に係る政令第十一条の二第五項第二号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数）

第二十七条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、零を超え一未満の範囲内において知事が定める数とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の石川県国民健康保険条例第二十四条から第二十七条までの規定の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

石川県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年二月十八日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第十号

石川県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

石川県食品衛生法施行条例（平成十二年石川県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五号口中「次表第一号(1)」を「ただし、従業者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であつて、政令第三十四条の二第二号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く。次表第一号イ(1)」に改め、同号ハ中「場合」

の下に「(従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。次表第一号イにおいて同じ。)」を加え、同号中へをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

- ニ 政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、第三号チ、リ、ヲ、ワ、タ及びレ並びに前号トの基準は、適用しない。

別表第二第一号を次のように改める。

一 政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業

イ 自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
- (2) 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
- (3) 比較的大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

ロ 従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 施設(全自動調理機を含む。(2)及び(6)において同じ。)の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。
- (2) 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。
- (3) 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。
- (4) 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。
- (5) 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。
- (6) 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡することができるよう、当該営業者の連絡先を掲示すること。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年二月十八日

石川 県 知 事 馳 浩

石川 県 条 例 第 十 一 号

いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例

いしかわ子ども総合条例(平成十九年石川県条例第十八号)の一部を次のように改正する。
第二十八条の二を削る。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年二月十八日

石川 県 知 事 馳 浩

石川 県 条 例 第 十 二 号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第二十八条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第五条の二の八に規定することも家庭ソーシャルワーカー(以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。)の資格を有する者

第二十六条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第三十七条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第五十八条第二項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第五十九条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第

三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第六十条第一項中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第六十条第二項中「(昭和二十三年厚生省令第十一号)別表」を「別表第一」に改める。

第九十二条第四項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第九十三条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第一百条第二項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第一百一条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第一百二条第一項第八号を同項第十号とし、同項第七号中「前条第一項第四号イ」を「前条第一項第五号イ」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「前条第一項第四号イからロまで」を「前条第一項第五号イ及びロ」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「前条第一項第四号イ」を「前条第一項第五号イ」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「前条第一項第四号イ」を「前条第一項第五号イ」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第一百二条第二項中「前項第三号」を「前項第五号」に改める。

第一百三条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附則第二項中「第三十七条第五号」を「第三十七条第六号」に、「第六十条第八号及び第一百二条第七号」を「第六十条第一項第九号及び第一百二条第一項第九号」に、「第六十条第四号」を「第六十条第一項第五号」に、「第一百二条第四号」を「第一百二条第一項第六号」に改める。

(一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和七年石川県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第五条の二の八に規定することも
家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第二十一条第二項中「(昭和二十三年厚生省令第十一号)」を削る。

附 則

この条例は、令和八年三月一日から施行する。

石川県新型コロナウイルス感染症対応中小企業金融支援基金条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和八年二月十八日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第十三号

石川県新型コロナウイルス感染症対応中小企業金融支援基金条例の一部を改正する条
例

石川県新型コロナウイルス感染症対応中小企業金融支援基金条例(令和三年石川県条例第十四号)
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石川県新型コロナウイルス感染症等対応中小企業金融支援基金条例

第一条中「措置」の下に、「物価の高騰並びに令和六年能登半島地震及び令和六年奥能登豪雨(令
和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨をいう。)」を加え、「石川県新型コロナウイ
ルス感染症対応中小企業金融支援基金」を「石川県新型コロナウイルス感染症等対応中小企業金融支
援基金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年二月十八日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第十四号

石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例

石川県警察職員定数条例(昭和二十九年石川県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「その他警察職員」を「警察行政職員(警察官以外の警察職員をいう。)」に改め

る。

附則に次の一項を加える。

- 5 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における第二条第一項の規定の適用については、同項中「五百八十八人」とあるのは「五百九十一人」と、「二千三百五十六人」とあるのは「二千三百五十九人」とする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

石川県高等学校等教育改革推進基金条例をここに公布する。

令和八年二月十八日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第十五号

石川県高等学校等教育改革推進基金条例

(設置)

第一条 公立の高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)における教育改革の推進に係る事業に要する経費の財源に充てるため、石川県高等学校等教育改革推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(第四条及び第五条において「予算」という。)において定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第一条の経費の財源に充てるものとする。ただし、この基金に繰入することを妨げない。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条の経費の財源に充てる場合又はその属する現金を国庫に返納する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県教職員定数条例及び石川県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年二月十八日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第十六号

石川県教職員定数条例及び石川県職員定数条例の一部を改正する条例

(石川県教職員定数条例の一部改正)

第一条 石川県教職員定数条例(昭和四十四年石川県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条 第二項第一号中「二千六百八十四人」を「二千六百五十六人」に改め、同条第二項第一号中「六千二百四十三人」を「六千二百四十一人」に改める。

(石川県職員定数条例の一部改正)

第二条 石川県職員定数条例(昭和二十四年石川県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条 第二項第五号中「二百六十二人」を「二百七十三人」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

